

(仮称) 西脇多可新ごみ処理施設建設工事

プロポーザル説明書

令和4年9月

西脇多可行政事務組合

目 次

1. 適用.....	1
2. 目的.....	1
3. 募集公告日.....	1
4. 発注者.....	1
5. 事務局.....	1
6. 事業の概要等.....	2
(1) 事業の概要.....	2
(2) 工事請負事業者の業務範囲.....	4
(3) 本組合の業務範囲.....	4
7. 参加資格要件等.....	4
(1) 参加資格要件（基本的事項）.....	5
(2) 参加資格要件（個別事項）.....	5
(3) プロポーザル参加希望者の構成.....	6
(4) JVに関する要件.....	6
(5) 参加資格の喪失.....	7
(6) 本プロポーザルへの参加辞退.....	7
8. 事業者決定の手続.....	8
(1) 契約締結までの流れ.....	8
(2) 全体スケジュール.....	9
(3) 優先交渉権者の選定.....	9
9. 募集公告及びプロポーザル説明書等.....	10
(1) 募集公告等.....	10
(2) プロポーザル説明書等の構成.....	11
(3) 参加資格の確認（資格審査）.....	11
10. 技術提案関係図書及び修正技術提案関係図書.....	13
(1) 技術提案関係図書の構成.....	13
(2) 技術提案関係図書のヒアリングの実施.....	14
(3) 修正技術提案関係図書の提出等.....	14
11. 最終発注仕様書の提示.....	15
12. 優先交渉権者の決定等.....	15

(1) 優先交渉権者の選定・決定方法	15
(2) 優先交渉権者決定後の手続.....	16
13. 契約保証金.....	17
14. その他	17
(1) プロポーザルの実施に当たっての留意事項	17
(2) 地元への貢献	17
(3) 費用負担.....	17
(4) 著作権等.....	17
(5) プロポーザル説明書等の使用の制限.....	18
(6) 使用する言語等.....	18
(7) プロポーザル説明書等の内容変更時の対応	18

用語の定義

No.	用語	定義
1	本プロポーザル	本プロポーザル説明書等に基づき行う優先交渉権者決定までの一連の手続
2	発注仕様書	本施設の要求水準及び仕様について定めたもの
3	優先交渉権者選定基準書	優先交渉権者を選定するための基準を定めたもの
4	JV	プラントの建設を行う企業と建築物の建設を行う企業等が結成した共同企業体（ジョイントベンチャー(Joint Venture)）
5	技術提案関係図書	プロポーザル説明書で示した規定の様式に基づく技術提案図書及び発注仕様書に基づく見積設計図書等
6	見積設計図書	発注仕様書に記載している各種書類
7	修正技術提案関係図書	改善指示を受けた参加資格事業者が、技術提案関係図書を修正した図書
8	優先交渉権者	優先交渉権者選定基準書に基づき、選定された参加資格事業者
9	次点交渉権者	優先交渉権者選定基準書に基づき、次点に選定された参加資格事業者
10	地元企業	西脇市内及び多可町内に本店、支店又は営業所を有する企業

1. 適用

(仮称)西脇多可新ごみ処理施設建設工事プロポーザル説明書(以下「本プロポーザル説明書」という。)は、西脇多可行政事務組合(以下「本組合」という。)が発注する、エネルギー回収施設、リサイクル施設及び管理棟等からなる(仮称)西脇多可新ごみ処理施設(以下「本施設」という。)の整備を行う(仮称)西脇多可新ごみ処理施設建設工事(以下「本工事」という。)に適用する。

2. 目的

本施設は、西脇市と多可町(以下「構成市町」という。)の家庭及び事業所から排出される燃えるごみ、大型ごみ及び資源ごみ等を衛生的かつ合理的、経済的に処理するための施設であるとともに、循環型社会の形成に寄与する拠点となる施設である。

本施設では、廃棄物の安定処理、公害防止基準(排ガス、騒音、振動、その他)を遵守するとともに、「安全・安心な施設」の理念に加え、「循環型社会の形成に寄与する施設」、「周辺環境に優しい施設」、「住民から信頼される施設」、「経済性・効率性に配慮した施設」を基本方針とした施設整備を行うものである。

本プロポーザル説明書は、本組合が本工事を実施するに当たり、豊富な経験と高い技術を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

また、募集公告と同時に公表するプロポーザル説明書様式集、発注仕様書、優先交渉権者選定基準書及び請負契約書(案)は、本プロポーザル説明書と一体のものである(以下「プロポーザル説明書等」という。)

なお、本プロポーザルに参加を希望する事業者(以下「プロポーザル参加希望者」という。)から提出された参加資格審査申請書及び資格証明書類等(以下「参加資格審査申請書等」という。)により、参加資格要件を有すると認められた事業者(以下「参加資格事業者」という。)には、プロポーザル説明書等に示したスケジュールを十分に把握した上で、指定した期限までに、要求している書類の提出を求めるものである。

3. 募集公告日

令和4年9月2日(金)

4. 発注者

西脇多可行政事務組合 管理者 西脇市長 片山 象三

5. 事務局

本プロポーザルの事務を担当する部署(以下「事務局」という。)は、次のとおりとする。

西脇多可行政事務組合 資源循環課

住所：〒677-0012 兵庫県西脇市富吉南町 262番地の1

電話番号：0795-22-8801

電子メール：shigen@city.nishiwaki.lg.jp

西脇多可行政事務組合ホームページ

<https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogoannai/nishitakagouseijimukumiai/jimukyoku/index.html>

また、本組合は、本プロポーザルの実施に関する「西脇多可新ごみ処理施設整備に係る発注支援業務委託」（以下「本委託業務」という。）の受託者として、次の者を置く。

中外テクノス株式会社 関西支社

住所：〒532-0011 大阪市淀川区西中島7丁目1-5 辰野新大阪ビル2階

6. 事業の概要等

(1) 事業の概要

本工事による本施設の設計及び施工は、公共により実施する。事業者として決定された単独事業者又はJV（以下「民間事業者」という。）は、本施設の設計・施工にかかる業務（以下「施設設計・施工」という。）を行う。

1) 工事名称

（仮称）西脇多可新ごみ処理施設建設工事

2) 事業場所

兵庫県多可郡多可町中区奥中、徳畑地内

3) 施設概要

① エネルギー回収施設

処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設。建設場所が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき過疎地域指定を受けたことを踏まえ、国の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の交付要件である「エネルギー回収率（発電効率又は熱回収率）10%以上」を満足すること。

② リサイクル施設

処理対象物を受け入れ、選別処理等を行い、処理の過程で発生する資源物の有効活用を図る施設

③ 管理棟

ア 啓発施設

循環型社会の形成に寄与する拠点としてのプラザ機能や住民が利用できる研修室等を備えた施設

イ 事務所

職員事務室ほか必要な施設

4) 年間処理計画量

① エネルギー回収施設計画処理量

約12,907 t／年

② リサイクル施設計画処理量

約 1,458 t／年（貯留のみの量を含まない。）

5) 施設規模

① エネルギー回収施設

52.6 t／日（2系列、24時間連続稼働とすること。）

② リサイクル施設

7.5 t／日（1日の稼働時間は5時間とすること。）

○大型ごみ : 3.6 t／日

○金属類 : 1.0 t／日

○容器包装プラ : 2.6 t／日

○ペットボトル : 0.3 t／日

6) 処理方式

① エネルギー回収施設

ストーカ方式（連続運転式焼却炉）

② リサイクル施設

○大型ごみ処理系列：破碎、選別（鉄、アルミ、可燃残さ、不燃残さ）

○缶処理系列：磁力選別、アルミ選別、圧縮成型

○プラスチック製容器包装処理系列：破袋、手選別、圧縮梱包

○ペットボトル処理系列：破袋、手選別、圧縮梱包

○その他：びん類、小型家電、剪定枝、紙等資源物ストックヤード

7) 工期

本組合議会の議決の日（本契約締結日）から令和8年3月31日まで

8) 事業方針

公設公営により実施する。

なお、本施設の維持管理は長期包括運営委託を予定しており、竣工後3年間の維持管理は、本工事の民間事業者との随意契約を予定している。それ以降の17年間については、新たに長期包括運営委託事業者を選定する予定としているが、当該民間事業者の参画を妨げるものではない。

9) 契約の形態

本組合は、施設設計・施工に当たり、民間事業者との間で「（仮称）西脇多可新ごみ処理施設建設工事請負契約」（以下「請負契約」という。）を締結する。

(2) 工事請負事業者の業務範囲

請負契約を締結した民間事業者（以下「工事請負事業者」という。）が実施する主な業務は次のとおりとする。

1) 施設設計・施工

- ① 請負契約に基づく、施設設計・施工
- ② 土木工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、外構工事及びその他本施設の整備に必要な工事
- ③ 施工に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、関係官公庁等との諸手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験等
- ④ 本工事に係る交付金の申請等に必要な書類の作成
- ⑤ 工事期間中の周辺住民等への対応や住民説明会（建設期間中の現場説明会を含む。）など各種会議等への出席及び当該会議等に使用する資料の作成
- ⑥ その他、本工事の実施に関連し、必要な事項

(3) 本組合の業務範囲

本組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 用地の準備

本工事の施工上必要な用地の確保

2) 工事の監理・監督

施設設計・施工における、設計内容の承諾及び工事の監理・監督等

3) 請負代金の支払

請負代金の工事請負事業者への支払（毎年度の工事出来高に応じ、予算の範囲内で支払）

① 年度割の見込み

令和5(2023)年度 契約金額の0%

令和6(2024)年度 契約金額の60%以内（予算の範囲内）

令和7(2025)年度 契約金額の残額

② 前金払（中間前金払）

有（前金払は各会計年度における出来高予定額の100分の40以内とし、各会計年度における限度額は1億円とする。中間前金払は各会計年度における出来高予定額の100分の20以内とする。）

③ 部分払

有（5回）ただし、中間前金払との併用はできない。

4) その他

本工事の施工に起因する周辺住民等からの苦情等への対応

7. 参加資格要件等

(1) 参加資格要件（基本的事項）

プロポーザル参加希望者は、次の要件を全て満たす事業者とする。

- 1) 発注年度において、西脇市競争入札参加資格者名簿又は多可町競争入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、西脇市競争入札参加資格者名簿又は多可町競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合にあつては、下記により西脇市の競争入札参加資格の追加登録を受けた者
 - ① 受付期間：告示の日から令和4年9月22日（木）まで
 - ② 受付場所：事務局（西脇多可行政事務組合 資源循環課）
 - ③ 提出方法：原則郵送（令和4年9月22日（木）必着）

※ ただし、やむを得ない場合は持参可とするが、事前に持参日時を連絡すること。
 - ④ 提出書類：本組合ホームページ（（仮称）西脇多可新ごみ処理施設建設工事に係る公募型プロポーザル）を参照のこと。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しない者
- 3) 本プロポーザルの参加資格審査申請書の提出日に、西脇市指名停止基準（平成17年西脇市告示第15号）又は多可町指名停止基準（平成17年多可町告示第74号）の規定による指名停止を受けていない者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。
- 5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- 6) 本委託業務の受託者である中外テクノス株式会社及び同社が本委託業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本関係若しくは人事面で関連がある者でないこと（資本関係がある者とは、株式の50%以上を取得しているか、50%以上の出資を行っている者をいう。人事面で関連がある者とは、代表権のある役員が併任している者をいう。）。

(2) 参加資格要件（個別事項）

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者を配置することとし、配置する有資格者については、直接かつ恒常的な雇用関係がある者とする。なお、参加資格審査申請書の提出時において、配置できる有資格者を選任できないプロポーザル参加希望者は、技術提案関係図書の提出日までに、有資格者を選任する旨を記載した書類を提出できる者であること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

- 3) 建設業法に基づく清掃施設工事に係る最新の経営事項審査結果の総合評定値が 1,000点以上であること。
- 4) 参加資格審査申請書の提出日において、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設工事の元請けとして当該工事を完成させ、引渡し済みの実績を有すること。なお、実績についてはエネルギー回収施設とリサイクル施設（以下「プラント」という。）とし、次のとおりとする。ただし、同一施設に全ての系列を備えた施設でなくてもよい。
 - エネルギー回収施設
 - ・ 処理方式はストーカ方式
 - ・ 1 炉当たり 20 t / 日以上 の規模を有する連続式焼却施設
 - ・ 1 炉 90 日以上 の連続運転実績を有する施設
 - リサイクル施設
 - ・ 不燃・粗大ごみ処理系列を有し、1 年以上の稼働実績を有すること。
 - ・ 金属類（缶）処理系列を有し、1 年以上の稼働実績を有すること。
 - ・ 容器包装プラ処理系列を有し、1 年以上の稼働実績を有すること。
 - ・ ペットボトル処理系列を有し、1 年以上の稼働実績を有すること。
- 5) 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日厚生省生活衛生局環境部長通知、平成14年11月15日環廃対第 724号）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示すること。
- 6) 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を適正に配置できる者であること。

(3) プロポーザル参加希望者の構成

- 1) プロポーザル参加希望者は、単独事業者又はJVとする。
- 2) JVにあつては、構成員の中からプロポーザル参加希望者において代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、当該代表事業者が手続を行うものとする。
- 3) プロポーザル参加希望者は、建築物及びプラントの設計・施工に係る業務のうち、一部について担当する協力企業（以下「協力企業」という。）を定めることができる。
- 4) プロポーザルへの参加を希望する単独事業者又はJV構成員のいずれかが、他のJV構成員又は単独事業者となることは認めない。
- 5) 同一のプロポーザル参加希望者が複数の提案を行うことは認めない。

(4) JVに関する要件

- 1) JVの施工方式は、任意とする。
- 2) JV構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議を行い、変更理由に合理性及び妥当性があると認めるときは、その変更を認めるものとする。
- 3) JVの各構成員は、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

- 4) 本組合と請負契約を締結したJVの存続期間は、当該請負契約履行後3月を経過する日までとする。
- 5) JVが解散した後において、当該工事に契約不適合があったときは、各構成員は、連帯して責任を負うものとする。

(5) 参加資格の喪失

参加資格事業者が、参加資格審査申請書の提出日から請負契約締結までの間に、参加資格要件等に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該参加資格事業者の参加資格を取り消す。

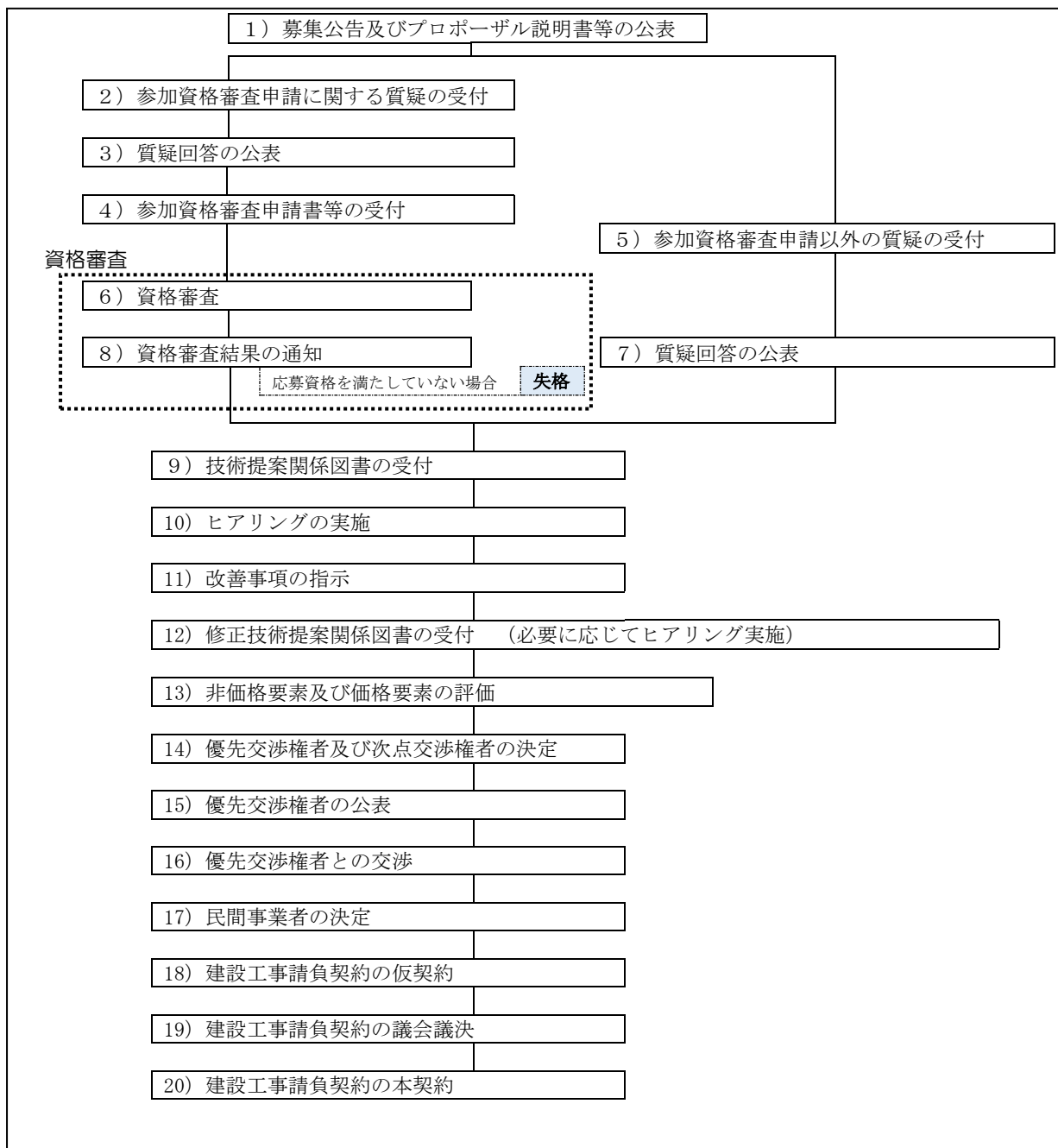
(6) 本プロポーザルへの参加辞退

参加資格事業者は、本プロポーザルへの参加を辞退することができる。本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届【様式第15号】」を事務局に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）すること。

8. 事業者決定の手續

(1) 契約締結までの流れ

募集公告から契約締結までの流れは、次のとおりである。



(2) 全体スケジュール

募集公告後、契約締結に至るまでのスケジュールは次のとおりとしている。

なお、やむを得ない事情が生じた場合は、協議を行うものとする。

1) 募集公告及びプロポーザル説明書等の公表	令和4年9月2日(金)
2) 参加資格審査申請に関する質疑の受付期限	令和4年9月9日(金)
3) 参加資格審査申請に関する質疑への回答予定日	令和4年9月16日(金)
4) 参加資格審査申請書等の受付期限	令和4年9月27日(火)
5) 参加資格審査申請以外の質疑の受付期限	令和4年9月30日(金)
6) 資格審査	令和4年10月中旬
7) 参加資格審査申請以外の質疑への回答予定日	令和4年10月17日(月)
8) 資格審査結果の通知予定日	令和4年10月17日(月)
9) 技術提案関係図書の受付期限	令和5年2月6日(月)
10) 技術提案関係図書のヒアリングの実施	令和5年3月下旬
11) 改善事項の指示	令和5年4月初旬
12) 修正技術提案関係図書の受付期限(必要に応じてヒアリング実施)	令和5年4月中旬
13) 非価格要素及び価格要素の評価	令和5年4月下旬
14) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定	令和5年4月下旬
15) 優先交渉権者の公表	令和5年4月下旬
16) 優先交渉権者との交渉	14)の決定後速やかに実施
17) 民間事業者の決定	16)の交渉成立後
18) 建設工事請負契約の仮契約	17)の決定後速やかに実施
19) 建設工事請負契約の議会議決	令和5年5月下旬
20) 建設工事請負契約の本契約	令和5年5月下旬(19)と同日)

※ 全体スケジュール中、受付期限日があるものについては、受付時刻を受付期限日の17時までとする。

(3) 優先交渉権者の選定

本組合では、一般廃棄物処理施設整備委員会(以下「整備委員会」という。)を設置しており、整備委員会において優先交渉権者の選定を行う。なお、整備委員会を構成する委員は、次のとおりである。

氏名	役職等
西村 伸也	大阪市立大学 名誉教授
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科 准教授
藤原 良規	西脇市副市長
佐藤 彰浩	多可町副町長
古川 雅一	西脇市技監
芦田 渉	多可町技監
高田 洋明	西脇市くらし安心部長
藤原 照明	多可町防災環境担当理事

※ プロポーザル参加希望者（JV構成員及び協力企業も含む。）が優先交渉権者の決定までに、整備委員会の委員に対し、口利き、接触、働きかけ等の行為を行った場合は失格とする。

9. 募集公告及びプロポーザル説明書等

(1) 募集公告等

募集公告及びプロポーザル説明書等の公表を次のとおり行う。

- 1) 日時：令和4年9月2日（金）
- 2) 方法：募集公告は、本組合及び構成市町の掲示板に掲示するとともに、本組合及び構成市町のホームページで公表する。なお、プロポーザル説明書等については、事務局で縦覧に供するとともに、本組合及び構成市町のホームページで公表する。
- 3) プロポーザル説明書等の説明会
プロポーザル説明書等の説明会は実施しない。
- 4) 質疑の方法

プロポーザル説明書等に対する質疑のあるプロポーザル参加希望者は「プロポーザル説明書等に対する質疑書【様式第1号-1】又は【様式第1号-2】」にその内容を簡潔に記載し、質疑を行うこと。なお、参加資格審査申請に関する質疑については【様式第1号-1】を用い、参加資格審査申請以外のプロポーザル説明書等に対する質疑については【様式第1号-2】を用いること。

なお、発注仕様書で求める要求水準以上の性能をもった設備の導入が可能である旨の提案をしようとする場合で、発注仕様書と異なった提案を行う場合は、本質疑回答において、内容の適合について、確認を行うものとする。代替提案を希望するプロポーザル参加希望者は、「プロポーザル説明書等に対する質疑書【様式第1号-2】」の「発注仕様書に関する質疑書」欄に提案内容を記載すること（必要に応じて図面等を添付すること。）。

これらの質疑書は、電子メールで提出するものとし、持込み又は郵送による書類の提出、

口頭、電話等による質疑は受け付けない。

質疑受付の終了時刻は、受付場所における受信主義とし、受信の判断は事務局が行うものとする。なお、当該質疑に関するプロポーザル参加希望者からの電話による受信確認は可とする。

5) プロポーザル説明書等に対する質疑への回答

回答を作成し、質疑内容とともに本組合及び構成市町のホームページで公表する。

プロポーザル説明書等に対する質疑への回答は、「参加資格審査申請に関する質疑への回答」と「参加資格審査申請以外に関する質疑への回答」に分けて実施する。

なお、プロポーザル参加希望者の専門的な知識や技術、代替提案に関する事項等の独自の提案にかかる質疑回答については、当該質疑者に対する個別の回答を実施するのでその旨を記載すること。ただし、質疑内容が全ての提案や仕様書一般にかかるものである場合は、公表するものとする。

6) 参考図書の貸与

プロポーザル参加希望者には、応募書類を作成するに当たっての参考図書として、西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30年2月策定）、多可町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30年3月策定）、西脇多可新ごみ処理施設整備基本計画（令和4年6月策定）、西脇多可新ごみ処理施設生活環境影響調査報告書、西脇多可新ごみ処理施設敷地造成工事設計図書（実施設計図面のみ）を貸与する。参考図書の貸与の期間は、令和4年9月12日（月）から令和4年10月下旬までとし、詳細については、事務局と協議すること。

7) 現地見学会

施設建設用地の現地見学会を令和4年9月12日（月）から令和4年9月22日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までの間に実施する予定であるため、見学会への参加を希望するプロポーザル参加希望者は、希望日の7日前までに希望する日時及び参加者名簿【任意様式】を電子メールで提出すること。

(2) プロポーザル説明書等の構成

プロポーザル説明書等は、次の1) から5) までで構成し、応募書類を作成するに当たって必要となるものであり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

- 1) プロポーザル説明書
- 2) プロポーザル説明書様式集
- 3) 優先交渉権者選定基準書
- 4) 発注仕様書
- 5) 請負契約書（案）

(3) 参加資格の確認（資格審査）

プロポーザル参加希望者は、本項に掲げる参加資格を有することを証明するため、参加資格

審査申請書等を事務局に提出し、審査を受けるものとする。

1) 参加資格審査申請書等の内容は、次のとおりとする。

- ① 参加資格審査申請書【様式第2号】
- ② プロポーザル参加希望者の構成（代表事業者、役割分担）【様式第3号-1】
- ③ プロポーザル参加希望者の構成（JV構成員の連絡先）【様式第3号-2】
- ④ 委任状【様式第4号】
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定及び同条第2項の規定に該当していない旨の誓約書【任意様式】
- ⑥ 建築士法に基づく有資格者であることを証明する書類。なお、参加資格審査申請書の提出時において、配置できる有資格者を選任できないプロポーザル参加希望者は、技術提案関係図書の提出日までに、有資格者を選任する旨を記載した書類を提出すること。【任意様式】
- ⑦ 特定建設業の許可を受けていることを証明する書類【任意様式】
- ⑧ 経営事項審査結果の総合評点【最新のもの】を証明する書類
- ⑨ 納税証明書（国税、地方税）
- ⑩ プラントの設計・施工を行う企業が有する7.(2).4)に示す実績を記した書類【様式第5号】、【様式第6号】
- ⑪ プラントの設計・施工を行う企業に求められる7.(2).5)及び6)の要件を証明する書類及び監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の提示

2) 参加資格審査申請書等の提出方法

参加資格審査申請書等は、正本1部、副本2部を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

3) 参加資格審査申請書等の受付

- ① 受付期限：令和4年9月27日（火）まで
- ② 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（12時から13時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ③ 受付場所：事務局（西脇多可行政事務組合 資源循環課）

4) 参加資格審査の方法

参加資格審査は、提出された参加資格審査申請書等による書類審査により行う。なお、参加資格審査申請書等の受付後、参加資格審査申請書等の記載内容の詳細についてプロポーザル参加希望者に問合せを行う場合がある。

5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知は、「資格審査結果通知書【様式第7-1号】又は【様式第7-2号】」によりプロポーザル参加希望者に配達証明付きの一般書留にて通知する。参加資格事業者は、資格審査結果通知書の到達した日以降に提出する書類のうち、「参加資格事業者

を特定できる記述は行わないこと。」と示している書類については、付与された企業番号を使用すること。なお、参加資格事業者で、参加資格審査申請書等において虚偽の記載等、その責に帰すべき事由により参加資格要件を満足しないことが判明した場合、参加資格事業者の資格を取り消すものとする。

6) 参加資格審査結果の理由の説明請求

参加資格審査の結果、参加資格が認められなかったプロポーザル参加希望者は、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。

① 説明請求の期限等

資格審査結果の理由の説明を求める場合は、資格審査結果通知書が到達した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局へ書面（様式自由）で説明請求するものとする。書面の提出は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（12時から13時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

② 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、「審査結果理由説明書【様式第17号】」により、請求者に配達証明付きの一般書留にて通知する。

10. 技術提案関係図書及び修正技術提案関係図書

(1) 技術提案関係図書の構成

1) 技術提案関係図書の構成

技術提案関係図書の構成は、次のとおりとする。なお、提出に当たっては、様式に記載がある場合を除き、付与された企業番号を記載し、参加資格事業者を特定できる記述は行わないこと。

- ① 技術提案関係図書【様式第8号-1】
- ② 技術提案関係図書の提出に関する委任状【様式第8号-2】
- ③ 非価格要素提案書【様式第10号】
- ④ 維持管理計画書【様式第11号】
- ⑤ 建設工事に関する業務分担届出及び誓約書【様式第12号】
- ⑥ 見積設計図書【様式第13号】（次のア～エの資料を添付）
 - ア 施設概要説明書
 - イ 設計仕様書
 - ウ 設計図面類
 - エ その他（発注仕様書に示した計算書、説明書等）
- ⑦ （仮称）西脇多可新ごみ処理施設建設工事見積書【様式第14号】

2) 技術提案関係図書の提出方法

提出部数は、正本1部、副本2部及び当該データを収納したCD2枚とし、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

なお、CDには、Word、Excelで作成した書類は、それぞれWord、Excelファイルで収納するものとし、Word、Excel以外のアプリケーションで作成した図面等の書類は、PDFファイルで収納すること。CDへの収納の条件は次のとおりとする。

- ① CD：Windowsフォーマット
- ② OS：Microsoft 社製のWindows
- ③ ファイル形式：Microsoft 社製のWord（2013以降）、Excel（2013以降）、Adobe社PDFファイル

3) 技術提案関係図書の受付

- ① 受付期限：令和5年2月6日（月）
- ② 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（12時から13時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。
- ③ 受付場所：事務局（西脇多可行政事務組合 資源循環課）

4) 技術提案関係図書の修正等の禁止

提出した技術提案関係図書の修正、差し替え、再提出及び撤回は認めない。ただし、本組合が必要と認めた場合については、この限りでない。

(2) 技術提案関係図書のヒアリングの実施

参加資格事業者から提出のあった技術提案関係図書に基づき、ヒアリングを実施する。

1) ヒアリングの実施時期

令和5年3月下旬

2) ヒアリングの内容

提出を受けた技術提案関係図書に基づき、ヒアリング実施日のおおむね1週間前までに参加資格事業者へ質疑事項を送付する。ヒアリングは、この質疑事項に関する参加資格事業者の回答及び技術提案に関するプレゼンテーションにより実施する。

3) ヒアリングの実施形態

ヒアリングは、整備委員会の場において実施する。

(3) 修正技術提案関係図書の提出等

1) 改善事項の指示

参加資格事業者は、技術提案関係図書の審査及びヒアリング結果を踏まえて指示された改善事項について、技術提案内容を修正した技術提案関係図書を提出すること。

2) 修正技術提案関係図書の提出

- ① 修正技術提案関係図書の構成

修正技術提案関係図書の構成は、基本的には技術提案関係図書に準ずるが、指示した改善事項の内容によって別途指示するものとする。なお、10. (1). 1). ①、②の様式については次の様式を使用すること。

ア 修正技術提案関係図書【様式第9号－1】

イ 修正技術提案関係図書の提出に関する委任状【様式第9号－2】

② 修正技術提案関係図書の提出方法

「10. (1). 2) 技術提案関係図書」に準ずる。

③ 修正技術提案関係図書の受付

ア 受付期限：別途指示する期限まで

イ 受付時間及び受付場所：「10. (1). 3) 技術提案関係図書の受付」に準ずる。

④ その他

ア 修正技術提案関係図書の修正等の禁止については、「10. (1). 4) 技術提案関係図書の修正等の禁止」に準ずる。

イ 必要により、修正技術提案関係図書のヒアリング等を実施する場合がある。実施する場合の詳細は、当該参加資格事業者に個別に通知する。

11. 最終発注仕様書の提示

参加資格事業者から提出された技術提案関係図書等の内容、ヒアリング結果及び改善指示事項に対する対応状況等を踏まえ、必要に応じて発注仕様書の内容を見直し、最終発注仕様書を作成し提示する。

12. 優先交渉権者の決定等

(1) 優先交渉権者の選定・決定方法

整備委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、次の1)～4)の手順を経て優先交渉権者を選定する。

1) 技術審査

技術審査では、技術提案関係図書又は修正技術提案関係図書に記載された内容が発注仕様書に規定された要求水準を満足しているか審査を行う。

2) 非価格要素審査

技術提案関係図書又は修正技術提案関係図書のうち、最終の非価格要素の提案内容について、専門的な見地から審査し、「非価格要素提案審査における評価項目及び配点」に基づいて非価格要素評価点を決定する。なお、詳細は、優先交渉権者選定基準書に記載のとおりとする。

3) 価格要素審査

技術提案関係図書又は修正技術提案関係図書のうち、最終の見積額について、価格要素評価点を決定する。なお、詳細は、優先交渉権者選定基準書に記載のとおりとする。

4) 優先交渉権者の選定

整備委員会は、非価格要素審査及び価格要素審査から優先交渉権者選定基準に定めるプロポーザル方式により総合評価点を算定し、総合評価点の最も高い提案を示した参加資格事業者を優先交渉権者に、次点の参加資格事業者を次点交渉権者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い点数の事業者が2事業者以上あるときは、非価格要素評価点の高い事業者を優先交渉権者とする。さらに、非価格要素評価点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。

5) 優先交渉権者の決定

整備委員会での審査及び選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、本組合及び構成市町のホームページで公表する。

6) 優先交渉権者の選定結果の通知

優先交渉権者の選定結果の通知は、「優先交渉権者選定結果通知書【様式第16号－1】、【様式第16号－2】又は【様式第16号－3】」により参加資格事業者に配達証明付きの一般書留にて通知する。

7) 優先交渉権者決定結果理由の説明請求

優先交渉権者とならなかった参加資格事業者は、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。

① 説明請求の期限等

審査結果の理由の説明を求める場合は、優先交渉権者決定結果通知書が到達した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局へ書面（様式自由）で説明請求するものとする。書面の提出は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（12時から13時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

② 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、「審査結果理由説明書【様式第17号】」により、請求者に配達証明付きの一般書留にて通知する。

8) 予定価格等

予定価格の事前公表は行わない。ただし、予定価格については予算の範囲内で決定する。

○本工事に係る予算額

8,700,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 優先交渉権者決定後の手続

1) 契約詳細の協議

優先交渉権者決定後、本組合と優先交渉権者は、請負契約の締結に向け、協議を実施する。

なお、契約に係る詳細な協議は、請負契約書（案）における詳細の協議を行うものであり、募集公告に規定された内容及び条件の変更は行わない。

ただし、優先交渉権者との間で請負契約に係る協議が整わなかった場合は、優先交渉権者との交渉を終了し、次点交渉権者との間で優先交渉権者と同様の手順で請負契約に関する協議を行う。

2) 契約の締結

優先交渉権者との協議が成立した場合は、その優先交渉権者が民間事業者となり、民間事業者と請負契約を締結する。なお、民間事業者がJVであった場合、請負契約書への記名押印については、構成員全員の連名で行うものとする。

13. 契約保証金

工事請負事業者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を契約締結と同時に本組合に差し入れること。**ただし、履行保証保険契約を契約保証金の代わりとする場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を本組合に差し入れること。**

14. その他

(1) プロポーザルの実施に当たっての留意事項

プロポーザルの実施に当たり、参加資格事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルの実施ができないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、参加資格事業者をプロポーザルに参加させず又はプロポーザルの実施を延期若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、本組合が必要と認めたときは、プロポーザルの実施を延期又は取りやめることがある。

(2) 地元への貢献

本工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守しつつ、可能な範囲で次の1)～3)についての配慮に努められたい。

- 1) 下請け業者の選定における地元企業の選定
- 2) 各種資材調達における構成市町内産品の活用
- 3) 各種資材調達における地元企業からの調達

(3) 費用負担

契約締結に至るまでの過程における手続は、プロポーザル参加希望者及び参加資格事業者が実施する行為については、プロポーザル参加希望者及び参加資格事業者が自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

(4) 著作権等

提出された技術提案関係図書等の著作権は、当該図書を作成し提出した参加資格事業者に帰属する。ただし、本組合は、本プロポーザルにおいて公表することが必要であると判断するときは、提出を受けた技術提案関係図書等の全部又は一部を無償で使用するができるものとする。

(5) プロポーザル説明書等の使用の制限

本組合から提示されたプロポーザル説明書等は、本プロポーザルへの参加の目的にのみ使用できるとし、他の目的のために使用してはならない。

なお、9.(1).6)に示す貸与する参考図書についても同様とする。

(6) 使用する言語等

本プロポーザルにおける全ての意思疎通は、原則、書面によるものとし、必要に応じて電子メールによるものとする。また、用いる言語は日本語とし、応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は設計図書等に特別の定めがある場合を除き計量法に定めのあるものとする。本プロポーザル説明書等に用いる日時は、日本標準時とする。

(7) プロポーザル説明書等の内容変更時の対応

プロポーザル説明書等の記述内容は、変更することがある。変更した場合は、本組合及び構成市町のホームページで公表するとともに、プロポーザル参加希望者又は参加資格事業者には別に通知する。